

新旧対照表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

変更前	変更後
第1章 総則	
第4条(カードの機能)	
第4条の2 (WEBサービス等)	
3.会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を 含みません 。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。	3.会員が「MyJCB」および「J/Secure(TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure(TM)」の利用登録がなされていない場合を 含む 。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができない場合があります。
第2章 個人情報の取り扱い	
第14条(個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および登録個人信用情報機関への信用情報の提供等)	
1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。))は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「 加盟会員 」という。))に対する当該情報の提供を業とするもの)について以下の とおり 同意します。	1.本会員および本会員として入会を申し込まれた方(以下併せて「本会員等」という。))は、当行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関(個人の支払能力・ 返済能力 に関する情報の収集および当該機関に加入する 金融機関 ・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「 加盟事業者 」という。))に対する当該情報の提供を業とするものを いう 。以下同じ。))が保有する 信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等 について以下の ことに 同意します。
(1)両社が 自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)) のためにそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「 加盟個人信用情報機関 」という。))および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「 提携個人信用情報機関 」という。))に照会し、本会員等の 個人情報(官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録した情報を含む。以下本条において同じ。)) が登録されている場合はこれを利用すること。	(1)両社が 本会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等) を、両社がそれぞれが加盟する個人信用情報機関(以下「 加盟個人信用情報機関 」という。))および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「 提携個人信用情報機関 」という。))に 提供し、本会員等に関する信用情報(4)①に定める情報をいう。以下同じ。)) をこれらの個人信用情報機関に 照会 すること。
(2)本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の 個人情報(その履歴を含む。)) が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、 自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。)) のためにこれを利用されること。	(2)(1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の 支払能力・返済能力の調査 のために利用すること。
	(3)両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報(本規約末尾の「登録情報および登録期間」表(以下「 登録情報・期間表 」という。))に 列挙する情報等をいう。)) を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。
	(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下の とおり 利用すること、および加盟事業者に提供すること。 ①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報(登録情報・期間表に列挙される情報を含む。))を保有します。 ア(3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報 イ加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報 ウ加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報 ②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の 目的 で利用します。 ア.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理 イ.信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出 ウ.③に基づく信用情報の提供
	③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断(顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限る。))のために利用します。
(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、 加盟会員 に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の 加盟会員 が個人情報を相互に提供し、利用すること。	(5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、 加盟事業者 に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の 加盟事業者 が個人情報を相互に提供し、利用すること。
2.2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「 家族会員等 」という。))は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の 加盟会員 が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。	2.2005年3月30日までに入会された家族会員および家族会員として入会を申し込まれた方(以下「 家族会員等 」という。))は、家族会員等の入会時の同意に基づき、加盟個人信用情報機関に家族会員等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人信用情報機関の 加盟事業者 が家族会員等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。

新旧対照表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

変更前	変更後
<p>3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>	<p>3.加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、当行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第3章 ショッピング利用、金融サービス</p>	
<p>第22条(ショッピングの利用)</p>	
<p>10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>10.貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物(疑似通貨、電子マネー、回数券等を含むが、これらに限らない。)、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。</p>
<p>第32条(CD・ATMでの利用)</p>	
<p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」に定めるものをいう。)を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。 (1)キャッシング1回払いの利用 (2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3)ショッピングリボ払いの随時支払い</p>	<p>会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は当行に対し、(1)(2)においては当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」および「<u>繰上返済方法</u>」に定めるものをいう。)を、(3)においては当行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「<u>繰上返済方法</u>」に定めるものをいう。)を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。 (1)キャッシング1回払いの利用 (2)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (3)ショッピングリボ払いの随時支払い</p>
<p>第4章 お支払い方法その他</p>	
<p>第33条(約定支払日と口座振替)</p>	
<p>1.毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。)から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当行に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。))によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。</p>	<p>1.毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」という。)を、予め本会員が届け出た当行所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。)から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、本会員の当行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により当行が特に指定した場合には、当行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法、当行所定の収納代行業者による収納代行等の他の支払方法(この場合、金融機関または収納代行業者に対する支払いに係る手数料は原則本会員の負担となります。また、収納代行による支払方法において、収納代行業者に対する支払いとは別に、払込票の発行および送付にかかる当行に対する手数料の支払義務が発生する場合があります。))によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合または事務上の都合がある場合には、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または当行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。</p>
<p>7.第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>	<p>7.第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に当行が指定した料率(当行が別途公表します。)を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。</p>
<p>第34条(明細)</p>	
<p>2.当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を画面化したものをいう。以下同じ。)を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(ただし、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。)支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>	<p>2.当行は、本会員が標準期間満了日の当月19日までに「MyJチェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書(明細を画面化したものをいう。以下同じ。)を本会員の届出住所宛に送付します。また、当行は本会員が明細書の発行を希望し、当行がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を本会員の届出住所宛に送付します。なお、年会費のみの支払いの場合等、カードの種類によっては明細書の送付を行わない場合があります。当行が本会員に明細書を送付した場合、本会員は当行に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」という。)として当行が定める額を標準期間の満了日の翌々月10日に(もつとも、当行所定の事由に該当した場合には、その翌月以降に繰り延べられる場合があります。)支払うものとします。ただし、当行が公表する事由に該当する場合には、本会員は明細手数料の支払義務を負わないものとします。なお、当行は本会員が明細手数料の支払義務を負わない事由を変更する場合がありますが、その場合には事前に公表または通知します。</p>

新旧対照表

〈ひろぎん〉バリューワンJCB・広島銀行JCBカード会員規約

変更前	変更後
	<p>6.当行は本会員または本会員であった者(以下、本項において「再発行希望者」という。)が明細書の再発行(当行が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したのものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいう。)を希望し、当行がこれを認める場合には、当行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。当行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は当行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として当行が定める額を当行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。</p>
<p>第38条の2(取引の制限等)</p>	
<p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>	<p>当行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含むが、それらに限らない。以下同じ。)を停止し、または制限する(一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含む。)場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、当行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p>
<p>第42条(退会および会員資格の喪失等)</p>	
<p>4.会員((5)または(10)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>	<p>4.会員((5)または(10)のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(9)、(13)、(14)においては当然に、(2)においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。</p>
	<p>(14)当行が第50条に定めるサービスの全部を終了したとき</p>
<p>第49条(会員規約およびその改定)</p>	
<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含みます。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>	<p>本規約は、会員と両社との一切の契約関係に適用されます。両社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本規約を改定し(本規約と一体をなす規定・特約等を新たに定めることを含む。)、または本規約に付随する規定もしくは特約等を改定することができます。この場合、両社は、当該改定の効力が生じる日を定め、原則として会員に対して当該改定につき通知します。ただし、当該改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</p>
<p>第50条(サービスの終了)</p>	
<p>—</p>	<p>当行は、社会、経済、金融情勢の状況の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で周知することにより、〈ひろぎん〉JCBクレジットカードサービスの一部または全部を終了させることができるものとします。なお、当該サービスの全部が終了した場合、サービスの終了時をもって会員は会員資格を喪失します。</p>
<p>附則</p>	
<p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)。</p> <p style="text-align: right;">2025年2月28日現在</p>	<p>※本規約または本規定に付随する規定もしくは特約等の各条項に記載の法令は、当該条項の適用時点における最新の法令を指すものとします(改正により法令の名称、条文番号等に変更があった場合には、合理的に読み替えるものとします。)。</p> <p style="text-align: right;">2026年4月1日現在</p>

新旧対比表

〈ひろぎん〉バリューワンVisa・Mastercard特約

変更前	変更後
第4条（本件カードの作成および交付）	
<p>(3) 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえその指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本件カードのお申込みが必要となります。</p>	<p>(3) 本件カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行にご確認のうえその指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは破棄します。</p>
第12条（本件カードの解約・会員資格の取消について）	
<p>(2) 本件カードのクレジットカードサービスについては会員規約に基づいて当行および三菱UFJニコスが会員資格を取消することができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約（〈ひろぎん〉バリューローン契約がある場合は〈ひろぎん〉バリューローン契約を含みます。）を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は「手のひら認証サービス」に係る契約についても、特に契約者に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。</p>	<p>(2) 本件カードのクレジットカードサービスについては会員規約に基づいて当行および三菱UFJニコスが会員資格を取消することができます。この場合、当行は本件カードのキャッシュカードサービスに係る契約（〈ひろぎん〉バリューローン契約がある場合は〈ひろぎん〉バリューローン契約を含みます。）を特に契約者に事前に通知することなく解約することができるものとします。またこの場合、当行は「手のひら認証サービス」に係る契約についても、特に契約者に事前に通知することなく解約できるものとします。これに伴って、万が一損害などが発生したとしても当行および三菱UFJニコスは、自らの責に帰す事由による場合を除き、責任を負いません。上記にかかわらず、当行は、1年以上カードの利用（年会費の支払いは利用に含まない。）がなく本カードの会員資格を喪失した時点で、当該会員に対し、紛失・盗難の届出があるなど、特段の事由がない場合には、一般のキャッシュカード（ローン（当座貸越）機能を搭載したキャッシュカードを含む。）を発行することができるものとします。</p>